

## 鬼の館条例

平成17年1月1日

条例第23号

## (設置)

第1条 芸術文化の振興及び町民福祉の増進を図り、もって地域の活性化に資するため、鬼の館を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 鬼の館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称  | 位置         |
|-----|------------|
| 鬼の館 | 伯耆町宇代891番地 |

## (指定管理者による管理)

第3条 町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、鬼の館の施設、設備又は器具(以下「施設等」という。)に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 施設等の施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、施設等の管理に関する業務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務

## (指定管理者の選定の特例)

第4条 町長は、伯耆町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年伯耆町条例第169号。以下「手続条例」という。)第7条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第2条及び第3条の規定によらず、施設の指定管理者の候補者を選定することができるものとする。

## (指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第4条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する町長の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日であるときは、当該日)から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

2 年度の中途において、手続条例第11条に規定する指定管理者の指定の取り消しその他の事由により、新たに指定管理者を指定した場合における当該指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、前項の規定にかかわらず、3年以内の期間の範囲で別に定める。

(開館時間及び休館日)

第6条 施設等の開館時間及び休館日は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。

(利用の許可)

第7条 施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付すことができる。

(行為の制限等)

第8条 施設等においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為をすること。
- (2) 施設等の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがある行為をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、施設等への入場を拒み、又は施設からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、施設の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反し

たとき。

- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

#### (利用料金)

第11条 施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。
- 3 町長は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

#### (利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

#### (規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鬼の館の設置及び管理に関する条例(平成8年溝口町条例第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 附 則(平成18年3月8日条例第3号)

##### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

第2条 この条例による改正後の施設の開館時間及び休館日、利用の許可、行為の制限等、措置命令、利用許可の取消し、利用料金並びに利用料金の減免(以下「施設の管理等」と

いう。)に関する規定の適用については、伯耆町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年伯耆町条例第169号)第8条第2項の規定により指定管理者を指定した旨の告示をし、当該指定管理者が施設の管理等を開始するまでの間は、なお従前の例による。